

平成 23 (2011) 年度入学者選抜試験 (2010 年実施) の前年度からの変更点

静岡大学大学院法務研究科 2010/3/11

平成 23 (2011) 年度入学者選抜につき、受験を考えている方々の便宜のため、平成 22 (2010) 年度入学者選抜方法から大きく変更のある点について概要をあらかじめお知らせします。詳しくは 4 月下旬頃に配布開始予定の出願要項を、また最新の情報については本研究科ウェブページをご覧ください。

平成 23 年度入学者選抜試験の前年度からの大きな変更点

1. 「出願資格」として「飛び級」を認める。(H21/12/9 研究科委員会決定)

- 本法科大学院では、平成 22 年度入学者選抜までは出願要項においてこれを出願資格として認めていませんでした。平成 23 年度入試から「飛び級」を出願資格として認めることになりました。
- 「飛び級」による出願の場合も他の出願資格と同様、2 年課程・3 年課程のいずれにも出願できますし、両課程の併願もできます。
- 「飛び級」出願資格の具体的要件 (取得単位数、優秀成績の判定基準等) は定まり次第、ウェブページでお知らせします。また、募集要項にも記載します。

参考・静岡大学大学院規則

第 23 条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 大学に 3 年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

2. 「2 年課程」(既修者) の第二次選抜試験科目 (論述試験) は、法律科目 4 科目 (憲法、民法、刑法、刑事訴訟法) とする。(H21/12/9 研究科委員会決定)

- 平成 22 年度入学者選抜試験においては、第二次選抜試験において憲民刑の論述 3 科目を課した上で合否判定を行い、それによる 2 年課程への最終合格者は 3 月に「刑事訴訟法既修認定試験」を受験し、1 年生配当の刑事訴訟法科目履修の可否を判定することになっていました。
- 平成 23 年度入学者選抜試験では、第二次選抜試験 (論述試験) の科目が、憲法、民法、刑法、刑事訴訟法の 4 科目となります。
- なお、民事訴訟法は 2 年生配当科目ですので、従前のおり、第二次選抜試験 (論

述試験)の科目には含まれず、2年課程入学者も入学後に受講することになります。

3. 第二次選抜試験は、論述試験と面接試験とする。(H22/2/18 研究科委員会決定)

- 平成 22 年度入学者選抜試験においては、第二次試験が論述試験、第三次試験が面接試験でした。平成 23 年度入学者選抜試験からは第三次試験を廃止して、第二次試験までとするとともに、第二次試験において、論述試験に加えて面接試験も行うことになりました。

4. 入学者選抜試験はA日程とB日程の2回行う。(H22/2/18 研究科委員会決定)

- 平成 22 年度入学者選抜試験では入試日程は1回だけでしたが、次年度からA日程とB日程の2回実施とします。入学試験日等については確定次第、ウェブページにて公開いたします。
- 現在のところ、A日程は平成 22 年 9 月下旬、B日程は平成 22 年 11 月上旬を予定しています。
- 両日程とも静岡会場、東京会場で実施します。

以上